

第26回 参議院議員通常選挙

指定施設における

不在者投票管理者のしおり

※ この「不在者投票管理者のしおり」は、6月15日通常国会閉会、7月10日選挙期日を想定して作成したものです。

国会の会期延長等の場合は、想定された選挙期日と異なる場合がありますのでご注意ください。

兵庫県・市区町選挙管理委員会

は し が き

不在者投票制度は、選挙の当日に所定の事由に該当すると見込まれる有権者が、選挙当日の前に投票ができるように考えられた制度です。本来、選挙の当日に定められた投票所に行き投票するのが原則ですが、不在者投票制度はこの制度の例外として認められております。したがって、投票の手續等が関係法令により厳格に定められており、若干複雑な手續を要することとなります。

この不在者投票の方法の一つとして、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設等特定の施設に入院又は入所中の有権者におかれましては、その施設で不在者投票を行うことが認められております。この場合、それぞれの施設の長の方々に不在者投票管理者となっていただき、その管理のもとに不在者投票が行われます。したがって、これらの施設の長の方々には、投票用紙等の交付請求、投票事務、投票の送致等いろいろな仕事をお願いすることとなり、またそれぞれ関係法令の規定に則った適正な事務処理が要請されています。

この小冊子は、指定施設における不在者投票事務の手續の概略及び留意事項等をまとめたものであり、施設の長の方々の今後の事務処理のご参考にしていただくために作成しています。事務処理に当たって、ご不明な点もあると思いますが、県または最寄りの市区町選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適正な事務処理と有権者の選挙権行使のために格段のご協力をお願いします。

令和4年6月

兵庫県・市区町選挙管理委員会

○第26回参議院議員通常選挙 選挙日程（見込み）

投票日	公示日
7月10日（日）	6月22日（水）

目 次

1	指定施設における不在者投票	1
(1)	不在者投票制度とは	1
(2)	指定施設での投票の管理	1
(3)	指定施設での不在者投票管理者の職務	1
(4)	指定施設での不在者投票の手順	1
	不在者投票事務一覧	3
(5)	全般的な留意事項	5
(6)	実務上注意していただきたいこと	6
	(参考) 投票用紙等の請求に必要な書類等	8
2	所要経費	9
3	むすび	10
◎	様式集	11
◎	郵便事情について	23
◎	兵庫県・市区町における選挙管理委員会所在地等一覧	24

— ご注意 —

指定施設が次のような事項に該当することとなった場合は、すみやかに県又は所在地の市区町選挙管理委員会にお知らせください。

- 経営主体が変更するとき
- 名称を変更するとき
- 施設を移転するとき
- 施設の住居表示が変更となる時
- 施設を改築するとき
- 施設を廃止するとき

1 指定施設における不在者投票

(1) 不在者投票制度とは

公職選挙法は、選挙人の投票について「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」という一般原則を定めていますが、不在者投票制度はこの原則の例外として、選挙当日に所定の事由に該当すると見込まれる選挙人が、選挙当日の前にあらかじめ投票することができるように設けられた制度です。

不在者投票にはいくつかのやり方がありますが、その一つとして「指定施設における不在者投票」があります。都道府県選挙管理委員会があらかじめ指定した病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設若しくは保護施設等の施設（以下「指定施設」といいます。）に入院・入所中の方が、当該施設において選挙当日の前に投票することができるものです。

(2) 指定施設での投票の管理

公職選挙法では、不在者投票の管理監督にあたっていただく方を「不在者投票管理者」といいます。指定施設における不在者投票では、当該施設の長（例えば病院長）に不在者投票管理者となっていただきます。

(3) 指定施設での不在者投票管理者の職務

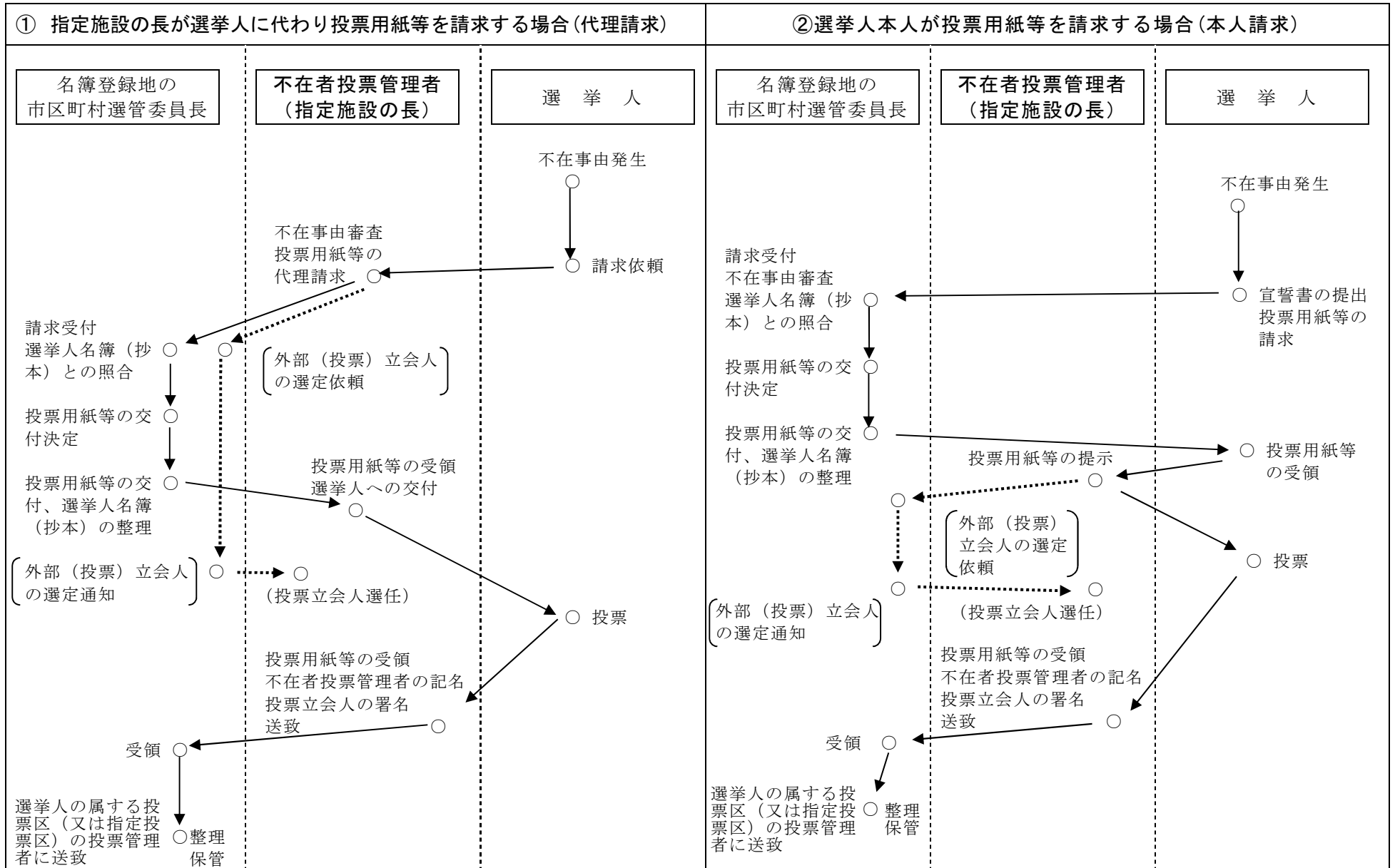
不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票に係る事務全般を管理執行することが不在者投票管理者の職務です。

指定施設での不在者投票管理者の主な職務は次のとおりです。

- ① 選挙人の依頼に基づき、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること
- ② 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと
- ③ 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること
- ④ 投票立会人を選び、不在者投票に立ち合わせること
※ 市町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることでその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めること
- ⑤ 不在者投票記載場所の設備を設けること
- ⑥ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること
- ⑦ 不在者投票の終わった投票用紙等を選挙人の属する市区町村選挙管理委員会へ送致すること（県選挙管理委員会に誤って送致しないこと）

(4) 指定施設での不在者投票の手順

手順の概略は次のとおりです。



- ※ 指定施設の長が選挙人に代わり投票用紙等を請求する場合(代理請求)は、必ず選挙人からの依頼に基づき行うようにしてください。
- ※ 外部立会人の選任手続については、各選挙管理委員会で取扱いが異なる場合がありますので、市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。

不在者投票事務一覧

1 指定施設で不在者投票のできる選挙人

指定施設で不在者投票のできる人は、次の条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- (2) 選挙人名簿に登録されていること。
- (3) 不在者投票をしようとする指定施設に入院又は入所していること。
- (4) 次のア又はイのいずれかに選挙の当日、該当すると見込まれること。

ア 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため又は産じょくにあるため歩行が困難であると予想されること。

イ 歩行は可能であるが入院又は入所している指定施設が、自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること。

(注) 付添人や施設勤務者の方は、指定施設での不在者投票はできません。

2 不在者投票のできる期間・時間

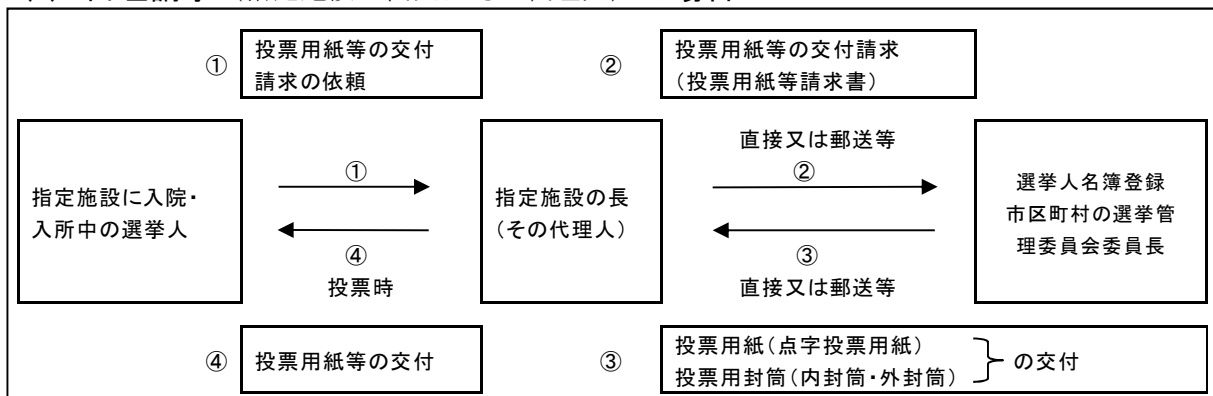
公示日の翌日から投票日の前日までとなります。

(6月22日公示・7月10日投票の場合→6月23日から7月9日までとなります。)

※ 時間：午前8時30分から午後5時まで

3 投票用紙等の請求と受領

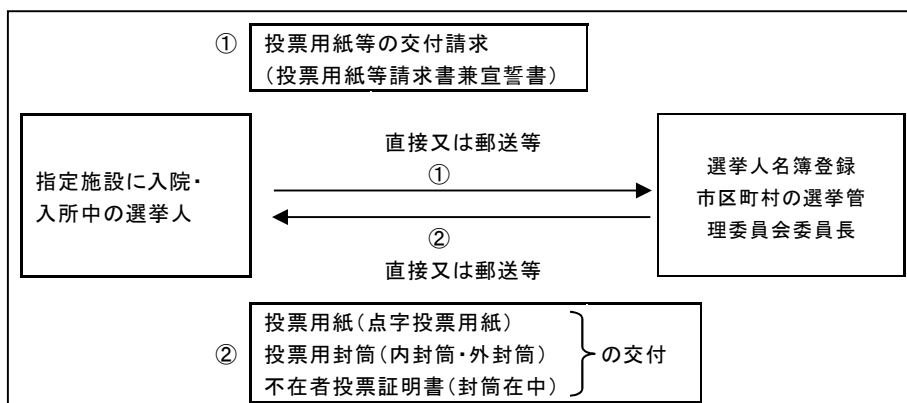
(1) 代理請求（指定施設の長又はその代理人）の場合



(注) 代理請求は、必ず選挙人の依頼を受けて行ってください。

請求する者が船員の場合は、別に書類を添付する必要があります。(8頁⑫参照)

(2) 本人請求の場合



(注) 請求する者が船員の場合は、別に書類を添付する必要があります。(8頁⑫参照)

4 投票の方法

(1) 準備

- a 投票の日の決定 不在者投票の送致等の時間的余裕を考えて適当な日を定めます。
- b 投票記載場所の設備
- c 投票立会人の選任

選挙権を有する方の中から、**最低1人の投票立会人を選任**しておきます。

(注) 投票立会人は、投票用紙や投票用封筒の交付をするなど、投票事務に従事することはできません。

なお、不在者投票管理者は、選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる等の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。(詳細は市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。)

d 代理投票における補助者の選任

代理投票の場合に備えて、**補助者2名(記入者及び立会人)を選任**しておきます。

(注) 代理投票の立会人は投票立会人と兼ねることはできません。

(2) 投票の手続

代理請求の場合	本人請求の場合
① 投票用紙等の交付	① -1 投票用紙、不在者投票証明書(封筒のまま)等の点検 ・ 投票用紙に候補者名等が既に記入されていないかどうか。 ・ 不在者投票証明書在中の封筒が開披されていないかどうか。 ・ 不在者投票証明書の内容の点検 ① -2 選挙人の確認
↓ (②～⑤は代理請求と本人請求で共通)	
② <u>投票用紙に</u> 選挙区選出議員選挙は 候補者名 <u>を記載させる。</u> 比例代表選出議員選挙は 名簿登載者名または政党等名	
③ それを投票用内封筒、さらに外封筒に入れさせ、それぞれ封をしたうえで、外封筒の表面に署名させる。	
④ 選挙人から提出のあった外封筒に署名がされているか確認。 ※ 本人が書き忘れた場合、不在者投票管理者等の第三者が代わりに記入することはできません	
⑤ 代理投票の申請があったときの手続については7頁⑩を参照。	

5 不在者投票の送致

- (1) 投票用外封筒に「投票年月日」及び「投票場所」を記載し、不在者投票管理者は記名、立会人は署名します。
- (2) (1)の手続の終わった投票用外封筒(本人請求の場合には、不在者投票証明書も)を適当な封筒に入れて封をします。
- (3) 表面に投票用紙在中の旨を明記し、裏面に施設名等を記載します。
- (4) これを直ちに、選挙人の属する**市区町村選挙管理委員会委員長**に送致又は郵便等により送付します。

- ※ 郵便等については遅くとも、選挙当日の午前中までに市区町村選挙管理委員会に届くようにお願いします。誤って、県選挙管理委員会へ送致しないでください。
- ※ 昨年 10 月から普通郵便の土曜日配達の休止や翌日配達の廃止等が開始されましたが、書留やレターパック、レターパックプラスにより不在者投票関係郵便として差し出されたものは従来どおりは配達されます。詳しくは 23 頁をご覧ください。
- ※ 郵便による送付を行う際に、誤って特例郵便等投票の料金後納郵便を使用しないようにしてください。

6 留意事項

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター等を掲示することはできません。
- (3) 投票用紙等については、紛失することのないよう、その保管には十分注意してください。
- (4) 不在者投票管理者等については、一般の投票における場合と同様、選挙人の意思に基づかない投票を行った場合等には、投票偽造罪等の罰則の適用がありますのでご注意ください。

(5) 全般的な留意事項

指定施設の長が不在者投票管理者として職務を執行するにあたっては、次の事項にご留意ください。

- ① 不在者投票管理者が行うべき事務は、必ずしも指定施設の長自らが直接行わねばならないものではなく、自己の指揮監督のもとに適宜、補助職員に行わせても差し支えありません。
- ② (ア) 指定施設の長が候補者となった場合、(イ) 指定施設の長が外国人である場合、(ウ) 指定施設の長に事故があり又は欠けた場合、「長の職務を代理すべき者」が不在者投票管理者になります。
- ③ 不在者投票制度は選挙当日の前に選挙人に投票させる例外的な制度ですから、特にその取扱いを厳格にし、前もって分担事務全体の処理につき計画を立てるなど、最もスムーズに事務の処理ができるよう検討しておく必要があります。
- ④ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されますから、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を検討し、市区町選挙管理委員会とあらかじめ打ち合わせ（特に投票日における相互の連絡先の確認）を行っておくことが重要です。
- ⑤ 管理執行にあたっては、自由・公平・平等を守り、投票の秘密保持を期するとともに、選挙人が投票しやすい雰囲気づくりに配慮しなければなりません。
- ⑥ 不在者投票管理者、投票立会人、代理投票補助者については、公職選挙法第 255 条の規定により、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用がありますのでご注意ください。
- ⑦ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙

運動をすることができません。「その者の業務上の地位を利用して」とは不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となります。

(6) 実務上注意していただきたいこと

- ① 最近に住所を移転された方の投票用紙等の請求先については、次の表を参照してください。なお、本表は概要であり、詳細やご不明な点については、県又は最寄りの市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。

転入届出 の日 選挙の別	令和4年3月21日まで	令和4年3月22日以降
参議院議員通常選挙	○新住所地の市区町村選挙管理委員会	○旧住所の市区町村選挙管理委員会 (旧住所地の選挙人名簿に登録されているものに限る)

※6月22日公示、7月10日選挙期日の場合

※参議院議員通常選挙の期間中、住所地の市町村において市町村長・市町村議会議員選挙が行われる場合、取扱いが異なりますので、該当の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ② 投票用紙等を請求できるのは選挙期日の前日までですが、請求は選挙の公示日以前でもすることができます。

なお、請求できる時間は、午前8時30分から午後8時まで（公示日以前の請求については当該市区町村で他の選挙が行われている場合を除き、市区町村選挙管理委員会の執務時間内）です。

- ③ 選挙人から投票用紙の代理請求や不在者投票の申出があった場合、たとえ1件だけでも、選挙期日の前日までである限り、必ずその手続を行ってください。

なお、投票用紙等の代理請求は、選挙人の依頼を受けて行うものであり、入所（入院）している人数分を便宜的に一括請求することのないようお願いします。

- ④ 指定施設の長が、投票用紙等の交付（送付）を受けたときは、投票用紙等の收受簿を作成し、その收受を明らかにするとともに、投票用紙等を紛失等することのないよう保管には十分注意してください。（收受簿については、投票用紙等請求書別紙のコピーの余白等を利用することで可。）

なお、選挙人に投票用紙等を交付するときは、受領印を押印又はサインをさせてください。

- ⑤ 投票記載場所については、他人が選挙人の投票の記載を見ることのできないよう、投票の秘密保持にご留意いただくとともに、投票用紙のすりかえその他不正が行われることのないよう、相当の設備をされるようお願いします。

- ⑥ 指定施設における不在者投票には、最低1人の投票立会人が必要です。投票立会人がない状態で行われた投票は無効となりますので、あらかじめ不在者投票管理者

が投票立会人を選任し、必ず投票に立ち合わせるようにしてください。

投票立会人の資格は選挙権のある人であればよく、具体的には日本国民で年齢満18歳以上の者で、かつ公職選挙法第11条等の欠格条項に該当しない人です。不在者投票管理者が投票立会人を兼ねることはできません。

なお、投票立会人については、投票用紙や投票用封筒の交付をするなど投票事務に従事することはできません。

- ⑦ 不在者投票管理者は、選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることも他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めることとされています。詳細については、市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ⑧ 選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙の2種類の投票用紙・内封筒及び外封筒がありますので、交付誤りのないよう注意してください。なお、投票用紙の色は次の通りです。

- ・ 選挙区選出議員選挙 . . . クリーム色
- ・ 比例代表選出議員選挙 . . . 白 色

- ⑨ 選挙区選出議員選挙は候補者の氏名を、比例代表選出議員選挙は名簿登載者の氏名または名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載することになっています。また、特定枠名簿登載者の氏名を記載した投票は、当該名簿届出政党等の有効投票とみなされます。さらに名簿登載者の氏又は名のみ、あるいは名簿届出政党等の略称を記載した場合、同一の氏、名、略称の名簿登載者や名簿届出政党等があれば、当該候補者等の他の有効投票数に比例して按分することになります。これらのことについて、交付時にその旨を付言するなどしてください。

- ⑩ 代理投票のできる選挙人は、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない者に限られます。

また、代理投票は選挙人からの申請に基づき行うものであり、その方法は次のとおりです。

- (ア) 選挙人の申請に基づき、投票立会人の意見を聞いて、その選挙人の投票の記載等を補助すべき者2人を、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めます。

なお、投票管理者や投票立会人が補助者になることはできません。

- (イ) 補助者のうち1人に、投票記載場所において、その選挙人の指示に従って、投票用紙に候補者の氏名等を、選挙人に代わって記載させます。もう1人の補助者にはこれに立ち合わせます。

なお、選挙人の意思確認ができない場合、白紙投票ではなく「棄権」とし投票用紙等に何も記入せず、また封筒の封をせずに返却してください。

- (ウ) 記載済の投票用紙を折らずに投票用封筒に入れて（内封筒に入れた後、さらにそれを外封筒に入れます。）封をし、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、外封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させます。

この場合、代理記載人の欄には何も記載しないでください。

- (エ) 代理投票の申請があつた時に不在者投票管理者がその理由がないと認めた

場合は、投票立会人の意見を聞いてその申請を拒否することができます。

なお、拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服がある場合には、その選挙人に**仮投票**をさせます。代理投票することについて投票立会人に異議がある場合にも、**仮投票**をさせます。

- (オ) **代理投票に係る仮投票を行った場合は、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、外封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒の代理記載人氏名欄に当該補助者の氏名を記載させ提出させてください。**
- (カ) 上記(オ)となった場合は、仮投票の事由及び状況等を記載した書面を作成し、投票を送致するときに同封してください。
- (キ) 代理投票があった場合は、代理投票の申請を行った選挙人、補助者2名の氏名、代理投票事由等を記載した「代理投票一覧表」(任意の様式で差し支えありませんが、市区町村選挙管理委員会が指定する様式がある場合は、その様式とします。)を作成し、送付してください。
- ⑪ 選挙人から点字によって投票する旨の申立てがあった場合には、投票用紙の請求をする際、投票用紙等請求書の備考欄に「点字」と記載してください。
また、投票用外封筒の表面の署名については、**内封筒を入れる前に点字で打たせてください。**
- ⑫ 選挙人が、**選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員の場合**、本人請求・代理請求のいずれの場合であっても、本人が所持している「**選挙人名簿登録証明書**」を提示して請求していただくことが必要です。
また、指定港の市区町村（県内の指定港は下記を参照）の選挙管理委員会委員長に対して請求を行うときは、**船員手帳**もあわせて提示することが必要です（この場合、選挙期日の公示前には投票用紙等の請求はできません。）。

(参考) 投票用紙等の請求に必要な書類等（指定施設における不在者投票）

請求者	投票用紙等の請求先	請求に必要な書類	
本人請求	船員以外	選挙人として登録されている市区町村の選挙管理委員会委員長 投票用紙等請求書兼宣誓書	
	船員	同上	投票用紙等請求書兼宣誓書 選挙人名簿登録証明書
		指定港の市区町村（※）の選挙管理委員会委員長	投票用紙等請求書兼宣誓書 選挙人名簿登録証明書 船員手帳
代理請求	船員以外の依頼	選挙人として登録されている市区町村の選挙管理委員会委員長 投票用紙等請求書	
	船員からの依頼	同上	投票用紙等請求書 選挙人名簿登録証明書
		指定港の市区町村（※）の選挙管理委員会委員長	投票用紙等請求書 選挙人名簿登録証明書 船員手帳

※ 兵庫県内の指定港の市区町

神戸市中央区、神戸市兵庫区、姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、相生市、豊岡市、南あわじ市、淡路市、美方郡香美町、美方郡新温泉町

- ⑬ 投票が終わった不在者投票は、遅くとも選挙当日午前中には市区町村選挙管理委員会へ届くよう、すみやかに送致（又は郵送等による送付）してください。

誤って、県選挙管理委員会へ送致しないようご注意ください。

また、郵便による送付を行う際には、特例郵便等投票の料金後納郵便を使用しないようにしてください。

- ⑭ 施設における業務が多忙であるため、不在者投票の事務執行に人員を割くことができない等の理由により、入院・入所している選挙人からの不在者投票の実施請求を拒否することは、法律上できませんので、選挙人の投票機会の確保の観点から不在者投票に応じていただきますようお願いいたします。

- ⑮ 不在者投票の実施時には、**3つの密を避ける取組（選挙人や立会人等の間隔の確保、定期的な換気等）**を行っていただくとともに、選挙人にマスク、手袋等の着用を呼びかけてください。

また、不在者投票管理者、立会人及び事務従事者は、マスク、手袋等を着用し、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。なお、新型コロナウイルス感染症の患者（以下「感染者」という。）の投票に際しては、感染者と適切な距離を取ることが難しい場合は、医療従事者と同様の装備の着用をお願いします。

- ⑯ 他の入院者・入所者等への感染防止のため、感染者の投票とその他の入院者等の投票は、空間的又は時間的に分けて行うようにしてください。同じ会場で時間帯を分けて実施する場合は、感染者の前にその他の入院者が投票を行うなど、感染防止に配慮してください。

また、感染者の後にその他の入院者等が投票を行う場合は、投票ごとに記載場所のテーブルや椅子等をアルコール消毒液等で消毒するようにしてください。

- ⑰ **新型コロナウイルス感染症に係る隔離措置等により、入院者等が公職選挙法の「自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人」に該当すると認められる場合には、その申請に基づき、代理投票を行うこともできます。**ただし、代理投票は、あくまで秘密投票の例外として、第三者に対して投票意思を表示する方法によらなければ選挙権が行使できない者のために認められた制度であることを踏まえ、要件に該当するか否か及び選挙人本人の意向を十分に確認した上で行ってください。

- ⑱ 感染者に係る不在者投票を市区町村選挙管理委員会に送致する際は、**他の投票とは別にビニール袋に入れて封をし、感染者のものが入っていることが分かるよう、付箋をつけるなど**してください。

2 所要経費

(1) 投票用紙等の送付に要する経費

指定施設における不在者投票においては、投票用紙等の請求や投票の送致（又は郵送等による送付）等を行っていただく必要がありますので、要した費用については指

定施設の長からの請求に基づき、**兵庫県**が、指定施設の長に対して後日お支払いいたします。

この場合にお支払いする経費は不在者投票を行った者1人について1,073円です。

なお、複数の選挙を同時に行った場合でも、併せて1人について1,073円です。

また、投票用紙等の請求は行ったものの、投票が行われなかった場合は、当該費用を請求することはできません。

(2) 外部立会人の立ち会いに要する経費

指定施設における不在者投票において、選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせた場合、上記(1)と同様に、要した費用について指定施設の長からの請求に基づき、**兵庫県**が後日お支払いいたします。

請求できる経費は立会時間等によって異なりますので、兵庫県または市区町選挙管理委員会までお問い合わせください。

(3) 経費の請求先等

第26回参議院議員通常選挙についての請求は、施設で実施したすべての不在者投票について、令和4年8月10日(水)必着で、兵庫県市町振興課企画班(〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号、TEL078(362)3093)まで請求してください。

上記期限に遅れて請求がなされると、お支払いができなくなる場合がありますので、十分ご注意ください、早めの請求をしていただきますよう、よろしくお願ひします。

その他の市町の選挙のみ投票された場合の費用の請求は、それぞれの市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 むすび

指定施設における不在者投票は、選挙当日に投票するという原則の例外であり、厳格な管理手続が要求されるため、その管理事務は若干複雑ですが、不在者投票管理者におかれは、本しおりを参考としていただきながら、適切な事務の遂行をお願いいたします。

また、これまで全国的に、指定施設における不在者投票の管理事務手続上の違法を理由とした争訟が数多く提起されていることにかんがみ、各種の事務手続については、関係法令の規定に従って適正に処理されるよう十分ご留意願ひします。

なお、指定施設における不在者投票に関し、ご不明点等がある場合、兵庫県または市区町選挙管理委員会（巻末所在地等一覧）にお問い合わせください。

[様式1] 本様式は、選挙人自らが投票用紙等を直接請求する場合に選挙管理委員会に送付する書類です。

投票用紙等請求書兼宣誓書

私は、第26回参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
 以上、事実に相違ないことを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。

令和4年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

〔請求者〕

ふりがな		生年	明治			
氏名		月日	大正	年	月	日
			昭和			
			平成			
現住所	(〒 -)		電話 ()			
	-					
(在外)選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記載してください。					

〔不在者投票事由〕 次のアからオのいずれかに○を付してください。

ア	仕事(家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む。)に従事
イ	上記以外の用事(旅行、買物、レジャー等)により <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 1 (在外)選挙人名簿の登録地以外の市区町村 2 (在外)選挙人名簿の登録地の市区町内 () </div> } に外出・滞在 </div> <p>※1又は2のいずれかに○を付し、2の場合、()内に外出先等を具体的に記載してください。</p>
ウ	病気、負傷、出産、身体障害等により、歩行困難
エ	住所移転により、(在外)選挙人名簿の登録地以外の市区町村に居住
オ	天災又は悪天候により、投票所に到達困難

〔次の欄は記入しないでください。〕

受付 令和4年 月 日	投票区	該当事由			投票場所	代理投票	心身の故障	
	午前 午後	名簿番号 P. No.	1 5	2 6	3 6		立会人氏名	その他
備考							点	字

[様式2] 本様式は、選挙人からの依頼に基づき、指定施設の長が選挙人に代わり投票用紙等を請求する場合の書類です。

投票用紙等請求書

令和4年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

(〒 -)

施設の所在地

(電話番号() -)

施設の名称

職・氏名

別紙の選挙人は、第26回参議院議員通常選挙の当日、当施設にいるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼がありましたので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

(投票予定日 令和4年 月 日)

※この請求書に関する事務担当者

〔 所属 課 係 〕
〔 氏名 〕

選挙管理委員会からの問い合わせの際必要ですので、必ず記入してください。

番号	住所	フリガナ	生年月日	名簿番号			備考
		氏名		投	頁	番	
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				
			明・大・昭・平				
			・				
			・				

- (注) 1 太枠内のみ記載すること。
 2 選挙人から点字によって投票する旨の申立てがあった場合は備考欄に「点字」と記載すること。
 3 住所と名簿登録地とが異なる場合はその旨附記すること。
 4 必ず氏名に「フリガナ」を付すること。

[様式3] 本様式は、参議院比例代表選出議員選挙（白色）と参議院兵庫県選挙区選出議員選挙（黄色）、の2種類があります。

投票用封筒（外封筒）

裏

封をすること

表

投票年月日 令和4年○月○日

投票場所 ○○市○○町○○丁目○○番
○○○病院（○○○老人ホーム）

不在者投票管理者
○○○病院院長 氏名

立会人（署名）

備考 市区町村選挙管理委員会の不在者投票記載場所における立会人については記名押印でも差しつかえありません。

○ ○ 選 挙
不 在 者 投 票

（外封筒）

印

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。代理投票をする場合で、**仮投票**となったときは、代理記載人の氏名も書いてください。

氏代理記載人名

（投票者氏名）

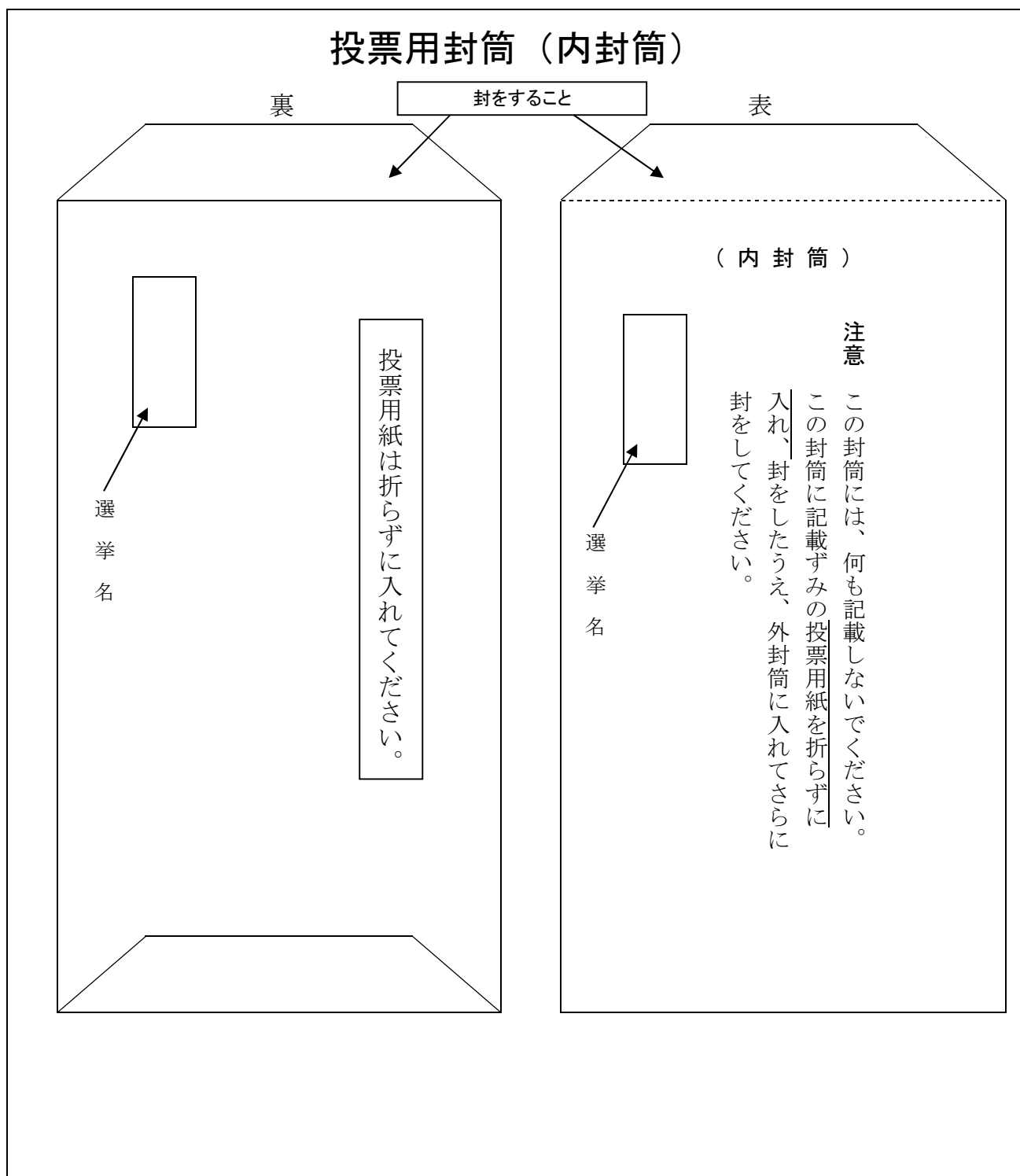
□在外選挙人の投票に使用
氏在外選挙人名

市 町 名	
投 票 区 名	
選挙人名簿登録番号	頁 番

※この欄は、代理投票の仮投票の場合に限り代理記載人の氏名を書くこと。

- (注) 1 封筒表面の「投票者」欄は、選挙人が自署すること。
 2 封筒表面の「代理記載人氏名」欄は、代理投票の仮投票の場合に限り代理記載人の氏名を書くこと。
 3 封筒裏面の「不在者投票管理者」欄は、指定施設の長の職・氏名を記載すること。
 4 封筒裏面の「立会人(署名)」欄は、立会人が必ず自分で署名すること。

[様式4] 本様式は、参議院比例代表選出議員選挙（グレー色）と参議院兵庫県選挙区選出議員選挙（オレンジ色）の2種類があります。



[様式5] 本様式は、選挙人が自ら単独に投票用紙等を請求された場合に、選挙管理委員会で作成してお渡しする証明書です。

不在者投票証明書

選挙人 氏名	
生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
投票をしようとする 病院、老人ホームその 他の施設の名称	所在地： 名称：
その他の事項	
選挙	令和4年執行 参議院比例代表選出議員選挙 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙

上記のとおり証明する。

令和4年 月 日

選挙管理委員会

委員長



[様式6] 本様式は様式5「不在者投票証明書」を封入している封筒です。
(封筒は開かずにそのまま不在者投票管理者に提出します。)

不在者投票証明書用封筒

裏

兵庫県〇〇市区町選挙管理委員会委員長
氏名
印

表

注意 この封筒は開かずそのまま不在者投票管理者
に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 (兵庫太郎)

不在者投票証明書在中

不在者投票経費請求書

この請求書は、施設の所在する都道府県へ送付してください。

¥ **5,365**

金額訂正は不可。誤った場合は再度作成願います。

ただし、令和4年執行の { 参議院比例代表選出議員選挙
参議院兵庫県選挙区選出議員選挙 } における不在者投票特別経費

一致させること

@1,073 円 × 5 人分 = 5,365 円

(注)同時に執行されるその他の選挙のみ投票した者に係る不在者投票特別経費は、該当の市町選挙管理委員会へ請求してください。

上記のとおり請求いたします。

裏面の計人数と一致させること

ただし、請求者と振込先口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

令和4年 ○月 △日 請求日を記載

兵庫県知事様

[不在者投票管理者]

所在地 (〒123-0000)

兵庫県〇〇市〇△町□番地▽

病院等の名称

医療法人〇〇会 △△病院

役職名

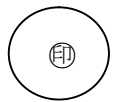
院長

フリガナ
氏名

ヒョウゴ ジロウ
兵庫 次郎

記載した病院等の名称及び役職名と一致する印を押印してください(例:医療法人〇〇会兵庫病院長之印)。一致する印がない場合は、記載した不在者投票管理者の個人印を押印してください(例:兵庫(ただしシャチハタ印は不可))。
※ 病院印、施設印は不可

不在者投票管理者(院長、施設長等)の役職名・氏名を記載



(この請求書に関する担当者)

必ず記載してください

担当者 兵庫 花子 (連絡先 ***-****-****)

(電子メールアドレス *****@*****, *****, **, **)

メールアドレスがない場合は「—」と記載

注1 この請求書は、兵庫県内の施設にあっては、当該指定施設で不在者投票を行ったものすべてについて、速やかに兵庫県市町振興課企画班(〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-3093)あて送付してください。兵庫県外の施設にあっては、施設の所在する都道府県知事に請求してください。

2 裏面の不在者投票者数内訳も記載してください。

3 不在者投票管理者(請求者)とは、理事長等ではなく病院長若しくは船舶の船長等又は病院長の職務を代理すべき医師、歯科医師若しくは船舶の船長等の職務を代理すべき者です。また、請求印は施設名称の印(〇〇病院など)ではなく、請求者の印(〇〇病院長、〇〇施設長など記載いただいた施設名・役職名と一致する印または請求者の個人印)を押印してください。

4 訂正箇所には、請求者の印鑑を押印してください。修正ペンによる修正は不可。金額の訂正は不可。

5 口座振込を希望する場合は、以下の欄に記入してください(口座名義は銀行届出のとおり正しく記入してください)。

口座開設銀行名	支店名	預金の種別	フリガナ 口座名義人	口座番号
〇〇銀行	〇△支店	普通	イリョウホウジン〇〇カイ △△ビョウイン リジチョウ ヒョウゴイチロウ 医療法人〇〇会 △△病院 理事長 兵庫 一郎	1234567

6 納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください(さい)。

7 複数の選挙の投票をした場合でも、経費は1件分です。

フリガナは口座名義全て(カタカナ、数字等含む)について記載してください

不在者投票者数内訳

(裏面)

No.	選挙管理 委員会名	不在者 投票者数	No.	選挙管理 委員会名	不在者 投票者数	No.	選挙管理 委員会名	不在者 投票者数
1	神戸市東灘区	人	19	加古川市	人	37	加東市	人
2	神戸市灘区	1 人	20	たつの市	1人	38	猪名川町	1人
3	神戸市中央区	人	21	赤穂市	人	39	多可町	人
4	神戸市兵庫区	人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ※ 訂正箇所には、表面に押印いただいた印（院長印、施設長印等）を押印してください（担当者印は不可）。 </div>			40	美町	人
5	神戸市北区	人				23	宝塚市	人
6	神戸市長田区	人	24	三木市	人	42	神河町	人
7	神戸市須磨区	人	25	高砂市	人	43	市川町	人
8	神戸市垂水区	人	26	川西市	人	44	福崎町	人
9	神戸市西区	人	27	小野市	人	45	太子町	人
10	姫路市	人	28	三田市	人	46	上郡町	1人
11	尼崎市	人	29	加西市	人	47	佐用町	人
12	明石市	人	30	丹波篠山市	人	48	香美町	人
13	西宮市	人	31	養父市	人	49	新温泉町	人
14	洲本市	人	32	丹波市	人	県外の選管計※ 計 →		2人 5人
15	芦屋市	人	33	南あわじ市	人			
16	伊丹市	人	34	朝来市	人	投票時における入院（入所） の人数 _____人		
17	相生市	人	35	淡路市	人			
18	豊岡市	人	36	宍粟市	人			

※ 「不在者投票者数」欄は、延人数ではなく実人数を記入してください。

※ 「県外の選管計」欄は、県外の選挙管理委員会に投票用紙を送致した場合、その合計を記入し、併せて別紙「不在者投票者数〔県外有権者分〕内訳」に内訳を記入してください。

不在者投票者数〔県外有権者分〕内訳

No.	都道府県名	市区町村選挙管理委員会名	不在者投票者数	備考
1	〇〇県	△△市	1人	
2	□□県	▽▽町	1人	
3		市区町村名のみ記載 してください	人	
4			人	
5			人	
6			人	
7			人	
8			人	
9			人	
10			人	
11			人	
12			人	
13			人	
14			人	
15			人	
16			人	
17			人	
18			人	
19			人	
20			人	
計			2人	

※「市区町村選挙管理委員会名」の欄には、市区町村名のみ記入してください。

※「合計」欄の数は、請求書裏面の「不在者投票者数内訳」の「県外の選管計」欄と一致させてください。

外部立会人経費請求書

この請求書は、施設の所在する都道府県へ送付してください。

¥ 2,565

「別途請求金額内訳」3の請求金額と一致させること

(内訳) 別記請求内訳書のとおり

金額訂正は不可。誤った場合は再度作成願います。

ただし、令和4年執行の { 参議院比例代表選出議員選挙
参議院兵庫県選挙区選出議員選挙 } における不在者投票特別経費

上記のとおり請求いたします。

ただし、請求者と振込先口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

令和4年 ○ 月 △ 日

兵庫県知事様

[不在者投票管理者]

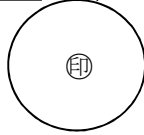
所在地 (〒123-4567)

兵庫県〇〇市〇△町□番地▽

病院等の名称 医療法人〇〇会 △△病院

役職名 院長
フリガナ 兵庫 次郎
氏名

不在者投票管理者(院長、施設長等)の役職名・氏名を記載



(この請求書に関する担当者)

必ず記載してください

担当者 兵庫 花子 (連絡先 ***-****-****)

(電子メールアドレス *****@*****, *****, **, **)

メールアドレスがない場合は「—」と記載

- 注1 この請求書は、兵庫県内の指定施設にあっては、市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせて不在者投票を行ったものについて、速やかに兵庫県市町振興課企画班(〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-3093)あて送付してください。兵庫県外の施設にあっては、施設の所在する都道府県知事に請求してください。なお、請求の際には、①別記請求内訳書(原本)、②市区町選挙管理委員会からの外部立会人選定通知の写し及び③謝金領収書等の写しを添付してください。
- 2 不在者投票管理者(請求者)とは、理事長等ではなく病院長若しくは船舶の船長等又は病院長の職務を代理すべき医師、歯科医師若しくは船舶の船長等の職務を代理すべき者です。また、請求印は施設名称の印(〇〇病院など)ではなく、請求者の印(〇〇病院長、〇〇施設長など記載いただいた施設名・役職名と一致する印または請求者の個人印)を押印してください。
- 3 訂正箇所には、請求者の印を押印してください。修正ペンによる修正は不可。また、金額の訂正は不可。
- 4 口座振込を希望する場合は、以下の欄に記入してください(口座名義は銀行届出のとおり正しく記入してください)。

口座開設銀行名	支店名	預金の種別	フリガナ 口座名義人	口座番号
〇〇銀行	〇△支店	普通	イヨウホウジン〇〇カイ △△ヒョウインリジチョウ ヒョウゴイチロウ 医療法人〇〇会 △△病院 理事長 兵庫 一郎	1 2 3 4 5 6 7

- 5 納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。
- 6 複数の選挙の投票をした場合でも、経費は1件分です。

フリガナは口座名義全て(カタカナ、数字等含む)について記載してください

別記請求内訳書

1 不在者投票立会実績

不在者投票を行った日時を記載すること

立会日 令和 4 年 ○ 月 △ 日 (□)
 立会時間 午前 ○ 午後 3 時 0 0 分 ~ 午前 ○ 午後 4 時 2 0 分
 立会場所 医療法人○○会 △△病院
 外部立会人氏名 兵庫 太郎

選任した外部立会人氏名を記載すること

2 不在者投票者総数 35 人

1 時間未満の端数は切り上げること

3 外部立会人の立会いに要した経費

1 円未満の端数は四捨五入すること

立会時間	支給した金額 (A)	基準額限度			請求金額 (A)と(D)のいずれか低い方
		単価 (B)	単位 (C)	金額 (B)×(C)=(D)	
7時間未満	円 3,000	円 10,900 8.5時間	※1 時間 2	※2 円 2,565	円 2,565
7時間以上 8.5時間以下	円	円 10,900	日	円	円

※1 立会時間が7時間未満の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
 ※2 1円未満の端数は四捨五入する。

いずれか低い方を記載すること
 ※ 請求書記載の請求額と一致させること

(注) この請求書のほかに「市区町選挙管理委員会からの外部立会人選定通知(写)」及び「謝金領収書等(写)」を添付してください。

投票所入場券在中郵便物の取扱いについて

- 投票所入場券在中郵便物、不在者投票在中郵便物及び在外投票在中郵便物について、普通扱いとする郵便物として差し出された場合、サービス見直しの対象となり、その影響を受けます。
- 前述の選挙運動用通常葉書のように特別な対応は実施しませんので、普通扱いで差し出される場合は余裕を持った差出しをお願いいたします。

《ご協力をお願い》

- ・ 投票所入場券在中郵便物
⇒ 引き続き、早期差出しにご協力をお願いいたします。
- ・ 不在者投票在中郵便物
⇒ 投票日までに貴委員会に配達できるように、また、重要性及び授受を明確にする必要性を考慮し、引き続き、書留での差出しにご協力をお願いいたします。
※ 書留をご利用いただけない場合、「レターパックプラス」又は「レターパックライト」のご利用をお願いいたしますが、この場合、品名欄に具体的な品名が記載されていない場合は、航空機への搭載ができない場合がありますので、具体的な品名を記載するよう、投票者様に説明をお願いいたします。
※ 不在者投票に関して、選挙人や指定施設の管理者等に、速やかに投票用紙等を請求するように周知をお願いいたします。
また、普通扱いでは間に合わないおそれがあるので、指定施設に対して、投票用紙等の送付には速達又は「レターパックプラス」若しくは「レターパックライト」を用いるように周知をお願いいたします。
- ・ 在外投票在中郵便物
⇒ 郵便等投票について、投票日までに選挙管理委員会様に配達を行うことが出来るように、EMSなどお住まいの国（地域）における郵便サービスのうち、迅速性及び確実性の観点から最も適切なサービスを利用するよう、在外選挙人に周知をお願いいたします。
※ 在外選挙人への投票用紙等の送付に際しては、EMSのご利用について、引き続き、ご協力をお願いいたします。

【参 考】引受日に対する配達曜日

おおむね17時までの差出し。なお、土曜日、日曜日および休日では、差出締切時刻が異なる場合があります。

引受日	配達曜日	
	翌々日配達地域	3日後配達地域
月曜日	水曜日	木曜日
火曜日	木曜日	金曜日
水曜日	金曜日	月曜日
木曜日	月曜日	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日
土曜日	火曜日	火曜日
日曜日	火曜日	水曜日

兵庫県内における選挙管理委員会所在地等一覧

選挙管理委員会名	郵便番号	所在地	電話
兵庫県 選挙管理委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	(078)362-3101
神戸市	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	(078)322-5816
東灘区	658-8570	神戸市東灘区住吉東町5-2-1	(078)841-4131
灘区	657-8570	神戸市灘区桜口町4-2-1	(078)843-7001
中央区	651-8570	神戸市中央区雲井通5-1-1	(078)232-4411
兵庫区	652-8570	神戸市兵庫区荒田町1-21-1	(078)511-2111
北区	651-1195	神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1	(078)593-1111
長田区	653-8570	神戸市長田区北町3-4-3	(078)579-2311
須磨区	654-8570	神戸市須磨区大黒町4-1-1	(078)731-0080
垂水区	655-8570	神戸市垂水区日向1-5-1	(078)708-5151
西区	651-2295	神戸市西区梶台5-4-1	(078)940-9501
姫路市	670-8501	姫路市安田4-1	(079)221-2807
尼崎市	660-8501	尼崎市東七松町1-23-1	(06)6489-6774
明石市	673-8686	明石市中崎1-5-1	(078)918-5062
西宮市	662-8567	西宮市六湛寺町3-1	(0798)35-3732
洲本市	656-8686	洲本市本町3-4-10	(0799)22-1314
芦屋市	659-8501	芦屋市精道町7-6	(0797)38-2100
伊丹市	664-8503	伊丹市千僧1-1	(072)784-8095
相生市	678-8585	相生市旭1-1-3	(0791)23-7120
豊岡市	668-8666	豊岡市中央町2-4	(0796)23-5454
加古川市	675-8501	加古川市加古川町北在家2000	(079)427-9358
赤穂市	678-0292	赤穂市加里屋81	(0791)43-6846
西脇市	677-8511	西脇市下戸田128-1	(0795)22-3111
宝塚市	665-8665	宝塚市東洋町1-1	(0797)77-2032
三木市	673-0492	三木市上の丸町10-30	(0794)89-2386
高砂市	676-8501	高砂市荒井町千鳥1-1-1	(079)443-9057
川西市	666-8501	川西市中央町12-1	(072)740-1251
小野市	675-1380	小野市中島町531	(0794)63-1007
三田市	669-1595	三田市三輪2-1-1	(079)559-5181
加西市	675-2395	加西市北条町横尾1000	(0790)42-8781
丹波篠山市	669-2397	丹波篠山市北新町41	(079)552-5116
養父市	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	(079)662-3161
丹波市	669-3692	丹波市氷上町成松字甲賀1	(0795)82-1002
南あわじ市	656-0492	南あわじ市市善光寺22-1	(0799)43-5004
朝来市	669-5292	朝来市和田山町東谷213-1	(079)672-6115
淡路市	656-2292	淡路市生徳新島8	(0799)64-2517
宍粟市	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬133-6	(0790)67-9898
加東市	673-1493	加東市社50	(0795)43-0399
たつの市	679-4192	たつの市龍野町富永1005-1	(0791)64-3183
猪名川町	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	(072)766-8708
多可町	679-1192	多可郡多可町中区中村町123	(0795)32-2382
稲美町	675-1115	加古郡稲美町国岡1-1	(079)492-9131
播磨町	675-0182	加古郡播磨町東本荘1-5-30	(079)435-0357
市川町	679-2392	神崎郡市川町西川辺165-3	(0790)26-1010
福崎町	679-2280	神崎郡福崎町南田原3116-1	(0790)22-0560
神河町	679-3116	神崎郡神河町寺前64	(0790)34-0001
太子町	671-1592	揖保郡太子町鶴280-1	(079)277-1010
上郡町	678-1292	赤穂郡上郡町大持278	(0791)52-1111
佐用町	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611-1	(0790)82-2549
香美町	669-6592	美方郡香美町香住区香住870-1	(0796)36-1111
新温泉町	669-6792	美方郡新温泉町浜坂2673-1	(0796)82-3111